



(名称) 一般社団法人 日本学習支援協会

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 日本学習支援協会 と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都国立市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、支援を必要とする子どもと外国にルーツを持つ子どもに対して学びの場を提供して学習支援を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 児童及び生徒のための学習支援及び学習環境の提供
2. 学習に関する相談支援事業
3. 学習支援に関わる指導者の育成事業
4. 学習支援に関する刊行物の出版及び講演会等の開催
5. e-sportsイベントの企画・運営
6. e-sportsチームの育成・運営
7. e-sports関連グッズの販売
8. e-sportsに関する情報発信及び広報活動の実施
9. e-sportsに関する研究・調査の実施
10. ゲーム教室の開催及びe-sports競技の指導
11. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

### (入 社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

### (経費の支払義務)

第 6 条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

### (社員名簿)

第 7 条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

### (社員の資格喪失)

第 8 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が解散したとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退 社)

第 9 条 社員は、退社しようとする日の1か月以上前に当法人に対して書面をもってあらかじめその予告をした場合に限り、退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退社することができる。

(除 名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の日  
の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### 第3章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会  
は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定  
により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、社員に対して招集通知  
を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招

集を請求することができる。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(員数及び選任等)

- 第20条 当法人の理事は1名以上とし、社員総会の決議によって選任する。
- 2 当法人に理事が2名以上いるときは、理事の互選によって代表理事1名を定める。
  - 3 理事が1名のときは、当該理事を代表理事とする。

(職務権限)

- 第21条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務は専ら代表理事が執行する。

(役員任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で選任された理事の任期は、前任理事又は在任理事の任期の満了すべき時までとする。
  - 3 理事は、理事が欠けた場合には、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

- 第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第24条 社員総会の決議により、理事に対して、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。
- 2 前項の報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める基準による。

(取引の制限)

- 第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- (3) 当法人が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引

## 第5章 基金

### (基金)

第26条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

### (基金の募集)

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

### (基金の返還手続)

第29条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第141条第2項に定める額の範囲内で行うものとする。

### (基金利息の禁止)

第30条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

### (代替基金の積立)

第31条 基金の返還を行うときは、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、その内容を報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 当法人は、前項の書類及びこの定款を主たる事務所に備え置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(剰余金の不分配)

第34条 当法人は、剰余金の分配は行わないものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。



(残余財産の帰属)

第37条 解散に伴い債務を完済した後に当法人に残余財産があるときは、社会福祉法人 国立市社会福祉協議会へ贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年4月30日までとする。

(設立時の役員の名及び住所)

第39条 当法人の設立時の役員は次のとおりである。

設立時理事 木村 友昭

設立時理事 森田 真介

設立時理事 酒井 冴輝

設立時代表理事 木村 友昭

(設立時社員の名及び住所)

第40条 当法人の設立時社員の名及び住所は、次のとおりである。

木村 友昭

森田 真介

(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 日本学習支援協会を設立するため、設立時社員 木村友昭、同 森田真介の定款作成代理人である国松司法書士法人社員 國松偉公子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年4月28日

設立時社員 木村 友昭

設立時社員 森田 真介

上記設立時社員2名の定款作成代理人

国松司法書士法人  
社員 國松 偉公子